年　　月　　日

足立区公契約条例に係る誓約書

所　在　地

氏名・名称

代　表　者　　　　　　　　　　　　　様

所　在　地

氏名・名称

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

貴社と　　　　　　　　　　　　　に関する　　契約を締結するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　足立区公契約条例（以下「条例」という。）第２条第４号に規定する労働者等に支払う労務の対価（以下「賃金等」という。）の額は、条例第９条第１項の規定により足立区長が定める労働報酬下限額（以下「下限額」という。）を下回らないこと。

２　労働者等の氏名、職種、労働報酬下限額、当該業務に従事した時間その他足立区長が定める事項について記録し、賃金等が支払われるべき日から３年間保存すること。

３　賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない又は支払われた賃金等の額が下限額を下回るとして、条例第１０条の規定に基づきその事実を申し出た労働者等に対し、申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

４　足立区長から必要な報告若しくは資料の提出、又は足立区の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。

５　４の項の調査等の結果、条例の規定又は本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社から是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。

６　本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける契約を締結する場合には、条例の規定を遵守する旨をその契約で定めること。

７　本誓約書に定める事項のほか、条例の規定を遵守すること。